

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公表番号】特表2020-501558(P2020-501558A)

【公表日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-003

【出願番号】特願2019-531786(P2019-531786)

【国際特許分類】

A 2 3 K	20/163	(2016.01)
A 2 3 K	20/121	(2016.01)
A 2 3 K	10/30	(2016.01)
A 2 3 K	20/147	(2016.01)
A 2 3 K	10/20	(2016.01)
A 2 3 K	40/25	(2016.01)
A 2 3 K	40/30	(2016.01)
A 2 3 K	10/37	(2016.01)
A 2 3 K	50/40	(2016.01)

【F I】

A 2 3 K	20/163
A 2 3 K	20/121
A 2 3 K	10/30
A 2 3 K	20/147
A 2 3 K	10/20
A 2 3 K	40/25
A 2 3 K	40/30
A 2 3 K	10/37
A 2 3 K	50/40

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

大豆イソフラボンおよび酵母ベータ-グルカン(β-グルカン)を含む血糖管理成分を含むペットフード組成物。

【請求項2】

前記血糖管理成分が、哺乳動物によって摂取された約6時間後に、及び/又は約24時間後に、生成された総短鎖脂肪酸(SCFA)の約20%を超えるプロピオン酸含有量を有する、SCFA複合体を生成するのに有効な量で存在する、請求項1に記載のペットフード組成物。

【請求項3】

前記血糖管理成分が、哺乳動物によって摂取された約6時間後に、及び/又は約24時間後に、生成された総短鎖脂肪酸(SCFA)の約25%を超えるプロピオン酸含有量を有する、SCFA複合体を生成するのに有効な量で存在する、請求項1または2に記載のペットフード組成物。

【請求項 4】

前記血糖管理成分が、哺乳動物によって摂取された約6時間後に、及び／又は約24時間後に、生成された総短鎖脂肪酸（SCFA）の約30%のプロピオン酸含有量を有する、SCFA複合体を生成するのに有効な量で存在する、請求項1～3のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 5】

酵母 - グルカン対大豆イソフラボンの比率（酵母 - グルカン：大豆イソフラボン）が、約23：1～約7：1である、請求項1～4のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 6】

前記プロピオン酸含有量が、摂取後約6時間の前記プロピオン酸含有量よりも摂取後約24時間の方が大きい、請求項2～4のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 7】

プレバイオティック繊維成分をさらに含む、請求項1～6のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 8】

前記プレバイオティック繊維成分が、ビートパルプ、柑橘類パルプ、セルロース系材料、またはそれらの混合物を含む、請求項7に記載のペットフード組成物。

【請求項 9】

前記プレバイオティック繊維成分が、ビートパルプと柑橘類パルプとの混合物を含む、請求項7または8に記載のペットフード組成物。

【請求項 10】

総繊維濃度が約0.01%w/vである、請求項1～9のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 11】

前記大豆イソフラボンが約0.03%w/vで存在する、請求項1～10のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 12】

前記 - グルカンが約0.40%w/vで存在する、請求項1～11のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 13】

約17%～約50%w/vのタンパク質をさらに含む、請求項1～12のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 14】

前記タンパク質は、加水分解された動物性または植物性タンパク質の供給源を含む、請求項13に記載のペットフード組成物。

【請求項 15】

前記加水分解された動物性または植物性タンパク質の供給源は、鶏の肝臓を含む、請求項14に記載のペットフード組成物。

【請求項 16】

加水分解された動物性または植物性タンパク質の供給源は、約25～約45w/v%の活性含有量で存在する、請求項14または15に記載のペットフード組成物。

【請求項 17】

約8%～約40%w/vの脂肪をさらに含む、請求項1～16のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 18】

約5%～約10%w/vの灰含有量を有する、請求項1～17のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 19】

約5%～約20%w/vの含水量を有する、請求項1～18のいずれかに記載のペット

フード組成物。

【請求項 20】

高ドコサヘキサエン酸魚油をさらに含む、請求項 1～19 のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 21】

コンパニオン動物における食後のグルコースレベルを制御するための、請求項 1～20 のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 22】

有効量の前記血糖管理成分を主成分とする、コンパニオン動物における食後のグルコースレベルを制御するための、請求項 1 に記載のペットフード組成物。

【請求項 23】

コンパニオン動物における満腹を誘導するための、請求項 1～13 のいずれかに記載のペットフード組成物。

【請求項 24】

有効量の前記血糖管理成分を主成分とする、コンパニオン動物における満腹を誘導するための、請求項 1 に記載のペットフード組成物。